

		二 当該申立てに係る発信者情報開示命令事件を本案とする第十五条第一項の規定による
2		発信者情報開示命令の申立ての取下げがあつた場合において、前項ただし書の規定により当該申立ての取下げについて相手方の同意を要するときは、裁判所は、相手方に對し、当該申立ての取下げがあつたことを通知しなければならない。ただし、当該申立ての取下げが発信者情報開示命令事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。
3		前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、当該通知に係る申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、当該申立ての取下げがあつた日から二週間に相手方が異議を述べないときも、同様と
4		(発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え)
5		発信者情報開示命令の申立てについての決定の決定(当該申立てを不適法として却下する決定を除く。)不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から一月の不变期間内に、異議の訴え提起することができる。
6		前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。
7		第一項に規定する訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときはを除き、同項に規定する決定を認可し、変更し、又は取り消す。
8		第一項に規定する決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。
9		第一項に規定する決定をした場合における非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とする。
10		(提供命令)
11		第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てをする発信者情報開示命令の申立ての相手方が第

2		係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをしておりました者(以下この項において「申立て人」という)の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ぜることができます。
3		一 当該申立て人に対し、次の又は口に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項(イに掲げる場合に該当すると認めるとときは、イに定める事項)を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。)により提供すること。
4		イ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。)により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者(当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。ロにおいて同じ。)の氏名又は名称及び住所(以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。)の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報を当該侵害情報
5		口 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりに規定する特定をすることができる場合 その旨この項の規定による命令(以下この条において「提供命令」とい、前号に係る部分において「提供命令」とい、前号に係る部分に限り)により他の開示関係役務提供者の氏名等情報を提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。
6		前項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第

2		五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求して、当該申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件についての第十一条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。)を消去してはならない旨を命ずることができる。
3		2 「消去禁止命令」という。の申立ては、当該消去禁止命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。
4		3 消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に対し、即時抗告をすることができる。
5		4 (電子情報処理組織による申立て等)
6		5 第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述(次項及び次条において「申立て等」という。)については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第百三十条の十、第百三十二条の十一及び第百三十二条の十二(第一項第一号に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十第五項及び第六項並びに第百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「もの」(第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。)とあるのは「もの」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第百三十二条の十第一項第三号中「第百三十三条の二第二項」とあるのは「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第十八条において読み替えて準用する第百三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

2		6 第十六条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをしておりました者(以下この項において同じ。)(申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。)又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載さ
3		7 第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述(次項及び次条において「申立て等」という。)については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第百三十条の十、第百三十二条の十一及び第百三十二条の十二(第一項第一号に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十第五項及び第六項並びに第百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「もの」(第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く。)とあるのは「もの」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第百三十二条の十第一項第三号中「第百三十三条の二第二項」とあるのは「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第十八条において読み替えて準用する第百三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。
4		8 第十八条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをしておりました者(以下この項において同じ。)(申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。)又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載さ
5		9 第十九条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをしておりました者(以下この項において同じ。)(申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。)又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載さ

二 第二十六条の規定による通知の実施状況
 三 前条の規定による通知等の措置の実施状況
 四 送信防止措置の実施状況（前三号に掲げる事項を除く。）
 五 前各号に掲げる事項について自ら行つた
 六 前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項
 （報告の徴収）

第三十条 総務大臣は、第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項若しくは第三項、第二十九条、第二十八条又は前条の規定の施行に必要な限度において、大規模特定電気通信役務提供者に対し、その業務に関し報告をさせることができ。（勧告及び命令）

第三十一条 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者が第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項若しくは第三項、第二十九条、第二十八条又は前条の規定に違反していると認めるとときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた大規模特定電気通信役務提供者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかつたときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。（送達すべき書類）

第三十二条 第二十一条第一項の規定による指定、第三十条の規定による報告の徴収、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令は、総務省令で定める書類を送達して行う。

2 第二十一条第一項の規定による指定又は前条第二項の規定による命令に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による命令は、総務省令で定める書類を送達して行う。（送達に関する民事訴訟法の準用）

第三十三条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第一百条第一項、第一百一条、第一百二条

の二、第一百三条、第一百五条、第一百六条及び第一百八条の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「総務大臣」と、同法第一百条第一項中「執行官」とあるのは「総務大臣の職員」と読み替えるものとする。（公示送達）

第三十四条 総務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。
 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 二 外国においてすべき送達について、前条に
 おいて読み替えて準用する民事訴訟法第八百八
 条の規定によることができる。又はこれによ
 つても送達をすることができないと認めるべ
 キの場合
 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟
 法第八百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱
 託を発した後六月を経過してもその送達を証
 明する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受け
 るべき者にいつでも交付すべき旨を総務省令で
 定める方法により不特定多数の者が閲覧するこ
 とができる状態に置くとともに、その旨が記載
 された書面を総務省の掲示場に掲示し、又はそ
 の旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の
 映像面に表示したもの閲覧することができる
 状態に置く措置をとることにより行う。その
 効力を生ずる。

3 公示送達は、前項の規定による措置を開始し
 た日から二週間を経過することによって、その
 一 正当な理由がなく、第二十二条第三項の規
 定による報告をせず、又は虚偽の報告をし
 た者

二 第二十五条第三項の規定による届出をせ
 ず、又は虚偽の届出をした者

附 則
 この法律は、公布の日から起算して六月を超
 えない範囲内において政令で定める日から施行
 する。

○号）抄
 （施行期日）

附 則（平成二五年四月二六日法律第一

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。（適用区分）

附 則（平成二五年五月二五日法律第四八

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第五号の規定

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（取消しの申立て）の下に「秘匿決定を求める申立て」、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に

第六章 罰則

第三十六条 第三十一条第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。（公示送達）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、公示送達をする。（公示送達）

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 二 外国においてすべき送達について、前条に
 おいて読み替えて準用する民事訴訟法第八百八
 条の規定によることができる。又はこれによ
 つても送達をすることができないと認めるべ
 キの場合
 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟
 法第八百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱
 託を発した後六月を経過してもその送達を証
 明する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受け
 るべき者にいつでも交付すべき旨を総務省令で
 定める方法により不特定多数の者が閲覧するこ
 とができる状態に置くとともに、その旨が記載
 された書面を総務省の掲示場に掲示し、又はそ
 の旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の
 映像面に表示したもの閲覧することができる
 状態に置く措置をとることにより行う。その
 効力を生ずる。

3 公示送達は、前項の規定による措置を開始し
 た日から二週間を経過することによって、その
 一 正当な理由がなく、第二十二条第三項の規
 定による報告をせず、又は虚偽の報告をし
 た者

二 第二十五条第三項の規定による届出をせ
 ず、又は虚偽の届出をした者

附 則
 この法律は、公布の日から起算して六月を超
 えない範囲内において政令で定める日から施行
 する。

○号）抄
 （施行期日）

附 則（平成二五年五月二五日法律第四八

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第五号の規定

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（取消しの申立て）の下に「秘匿決定を求める申立て」、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に

定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいちばん早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日までの期間までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。（施行期日）

附 則（令和三年四月二八日法律第二

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（発信者の意見の聴取に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日前にしたこの法律による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第二項の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（次条において「新法」という。）第六条第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第四八

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第五号の規定

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（取消しの申立て）の下に「秘匿決定を求める申立て」、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に

係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をすることの許可を求める申立て」を加える部分に限る)、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第一百五十六条の改正規定、同法第一百五十七条第四項の改正規定、同法第一百六十一条第一項の改正規定、同法第一百六十二条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条第一号の改正規定、同法第一百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第一百六十七条の第十項の改正規定及び同法第一百六十七条の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定(附則第七十一条中民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百五十五条及び第一百七十七条の規定)公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(政令への委任)

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五十三条)

(号) 抄 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要がある

と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の日からデジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「デジタル社会形成基本法施行日」という)の前日までの間におけるこの法律による改正後の特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律(次条において「新法」という)第三十三条の規定の適用については、同条第二項中「旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」とあるのは、「旨を」と、「掲示し、又はその旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」とあるのは、「掲示する」と、同条第三項中「措置を開始した」とあるのは、「掲示を始めた」とする。デジタル社会形成基本法施行日以後におけるデジタル社会形成基本法施行日前にした公示送達に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(調整規定)
第四条 この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という)前である場合には、この法律の施行の日から刑法施行日の前日までの間における特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律第三十六条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五十三条)

(号) 抄 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定